2.「賃金改善実績報告書」の作成方法

【事前にご準備いただくデータ】

〇令和７年度のベースアップ評価料算定金額の「総額」

（又は令和７年度のベースアップ評価料算定期間における初診料、再診料等の算定回数）

レセコンの機能を用いて算定金額、あるいは算定回数を調べます。
（レセコンの操作がわからない場合は、ベンダーにご相談ください）

〇令和７年度のベースアップ評価料の算定開始月（１ヶ月分のみ）における

・対象職員の人数（常勤換算）

・賃金改善後の基本給等総額

※「基本給等」とは、「基本給」と「決まって毎月支払われる手当」の合計額です

※対象職員全員分の基本給等総額が分かればよく、個人ごとの金額は不要です

・賃上げ実績額（総額）

※令和７年度ベースアップ評価料の算定開始月の前後を比較して、基本給等総額の増額分を調べておきます

※賃上げ実績額に定期昇給分は含まれませんので、ご注意ください

2．「賃金改善実績報告書」の作成方法

まず「賃金改善実績報告書」を準備します。
令和7年度算定分であるため、改定前の旧様式を使用します。

厚労省のHPにある「ベースアップ評価料特設ページ」からダウンロードします

【厚生労働省ベースアップ評価料特設ページ】https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00053.html

9．賃金改善実績報告書の提出について

ベースアップ評価料に係る実績報告書については、報告する書類が「令和７年度算定分の実績報告書」と「令和８年度算定分の実績報告書」で異なる様式となっております。
提出様式を確認して提出をお願いいいたします。

★報告書の作成方法（わかりやすい説明資料・解説動画）【近日公開予定】

令和７年度実績報告書・令和８年度中間報告書を作成する際の作成要領について、詳しく説明した動画になります。
報告書を作成する際にご参照ください。
【説明資料】
【近日公開予定】

【解説動画（YouTube動画）】
【近日公開予定】

【令和７年度算定分】賃金改善実績報告書様式（医療機関用・訪問看護ステーション用）

令和７年度に算定したベースアップ評価料について令和８年８月に提出してください。【2026.07.31更新】

【旧様式】
・病院及び有床診療所用
　R7実績報告書様式【病院・有床診療所】［325KB］　／　記載例［158KB］
・診療所及び歯科診療所用
　R7実績報告書様式【診療所・歯科診療所】［325KB］　／　記載例［123KB］
・訪問看護ステーション用
　R7実績報告書様式【訪問看護ステーション】［157KB］　／　記載例［142KB］

2.「賃金改善実績報告書」の作成方法

- 「賃金改善実績報告書」(診療所版)の全体像は以下のとおりです。
- 基本的には、①から⑥の項目を入力することで報告書が完成します。

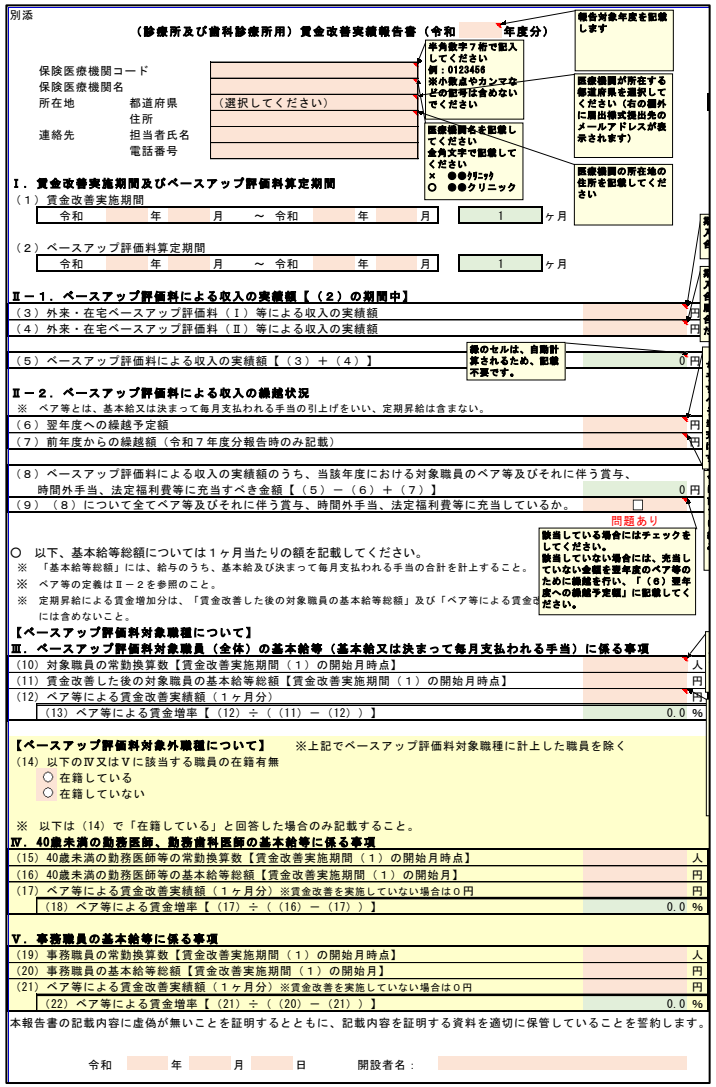
別添

（診療所及び歯科診療所用）賃金改善実績報告書（令和　　年度分）

保険医療機関コード
保険医療機関名
所在地　都道府県　（選択してください）
住所
連絡先　担当者氏名
電話番号

半角数字７桁で記入してください 例：0123456 ※小数点やカンマなどの記号は含めないでください

医療機関名を記載してください 全角文字で記載してください ×　●●ｸﾘﾆｯｸ ○　●●クリニック

報告対象年度を記載します

医療機関が所在する都道府県を選択してください（右の欄外に届出様式提出先のメールアドレスが表示されます）

医療機関の所在地の住所を記載してください

Ⅰ．賃金改善実施期間及びベースアップ評価料算定期間

（１）賃金改善実施期間　令和　年　月　～　令和　年　月　1　ヶ月

（２）ベースアップ評価料算定期間　令和　年　月　～　令和　年　月　1　ヶ月

Ⅱ－１．ベースアップ評価料による収入の実績額【（２）の期間中】

（３）外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）等による収入の実績額　円

（４）外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）等による収入の実績額　円

（５）ベースアップ評価料による収入の実績額【（３）＋（４）】　0 円

緑のセルは、自動計算されるため、記載不要です。

Ⅱ－２．ベースアップ評価料による収入の繰越状況

※　ベア等とは、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げをいい、定期昇給は含まない。

（６）翌年度への繰越予定額　円

（７）前年度からの繰越額（令和７年度分報告時のみ記載）　円

（８）ベースアップ評価料による収入の実績額のうち、当該年度における対象職員のベア等及びそれに伴う賃与、時間外手当、法定福利費等に充当すべき金額【（５）－（６）＋（７）】　0 円

（９）（８）について全てベア等及びそれに伴う賃与、時間外手当、法定福利費等に充当しているか。　□　問題あり

該当している場合にはチェックをしてください。 該当していない場合には、充当していない金額を翌年度のベア等のために繰越を行い、「（６）翌年度への繰越予定額」に記載してください。

○　以下、基本給等総額については１ヶ月当たりの額を記載してください。
※　「基本給等総額」には、給与のうち、基本給及び決まって毎月支払われる手当の合計を計上すること。
※　ベア等の定義はⅡ－２を参照のこと。
※　定期昇給による賃金増加分は、「賃金改善した後の対象職員の基本給等総額」及び「ベア等による賃金改善実績額」には含めないこと。

【ベースアップ評価料対象職種について】

Ⅲ．ベースアップ評価料対象職員（全体）の基本給等（基本給又は決まって毎月支払われる手当）に係る事項

（10）対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】　人

（11）賃金改善した後の対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】　円

（12）ベア等による賃金改善実績額（１ヶ月分）　円

（13）ベア等による賃金増率【（12）÷（（11）－（12））】　0.0 %

【ベースアップ評価料対象外職種について】　※上記でベースアップ評価料対象職種に計上した職員を除く

（14）以下のⅣ又はⅤに該当する職員の在籍有無
○　在籍している
○　在籍していない

※　以下は（14）で「在籍している」と回答した場合のみ記載すること。

Ⅳ．40歳未満の勤務医師、勤務歯科医師の基本給等に係る事項

（15）40歳未満の勤務医師等の常勤換算数【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】　人

（16）40歳未満の勤務医師等の基本給等総額【賃金改善実施期間（１）の開始月】　円

（17）ベア等による賃金改善実績額（１ヶ月分）※賃金改善を実施していない場合は０円　円

（18）ベア等による賃金増率【（17）÷（（16）－（17））】　0.0 %

Ⅴ．事務職員の基本給等に係る事項

（19）事務職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】　人

（20）事務職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（１）の開始月】　円

（21）ベア等による賃金改善実績額（１ヶ月分）※賃金改善を実施していない場合は０円　円

（22）ベア等による賃金増率【（21）÷（（20）－（21））】　0.0 %

本報告書の記載内容に虚偽が無いことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和　年　月　日　　開設者名：

	項目		記載事項
①		基本情報	保険医療機関コード、保険医療機関名、所在地、連絡先を記載
②	Ⅰ	賃金改善実施期間及び ベースアップ評価料算定期間	令和７年度において賃金改善を実施した期間 (＝ベースアップ評価料を算定した期間)を記載
③	Ⅱ-１	ベースアップ評価料による 収入の実績額	令和７年度におけるベースアップ評価料の 算定金額の総額を記載
④	Ⅱ-２	ベースアップ評価料による 収入の繰越状況	繰越額の有無や、算定したベースアップ評価料を ベア等実施分に使い切ったかを確認
⑤	Ⅲ	ベースアップ評価料の 対象職員（全体）の基本給等	ベースアップ評価料で賃上げを行った対象職員の 人数、基本給等総額、賃金改善した額を記載 （１ヶ月分のみ）
⑥	Ⅳ、Ⅴ	ベースアップ評価料の 対象職種以外の職員の賃上げ	40歳未満の勤務医や、専ら事務のみを担当している事務職員が在籍している場合、その人数、基本給等総額、賃金改善実績額を記載 （１ヶ月分のみ）

2.「賃金改善実績報告書」の作成方法

「基本情報」を入力します。

保険医療機関コード		1234567
保険医療機関名		●●クリニック
所在地	都道府県	東京都
	住所	文京区本駒込●－●－●
連絡先	担当者氏名	日医　太郎
	電話番号	03-XXXX-XXXX

- 保険医療機関コード
- 保険医療機関名
- 所在地
- 連絡先　を入力します

2．「賃金改善実績報告書」の作成方法

「Ⅰ．賃金改善実施期間及びベースアップ評価料算定期間」を入力します。

具体例①

令和７年10月に届出を行い、同年11月からベースアップ評価料を算定した医療機関の場合

Ⅰ．賃金改善実施期間及びベースアップ評価料算定期間

（１）賃金改善実施期間

令和	7	年	11	月	～	令和	8	年	3	月	5	ヶ月

（２）ベースアップ評価料算定期間

令和	7	年	11	月	～	令和	8	年	3	月	5	ヶ月

具体例②

令和８年２月に届出を行い、同年３月からベースアップ評価料を算定した医療機関の場合

Ⅰ．賃金改善実施期間及びベースアップ評価料算定期間

（１）賃金改善実施期間

令和	8	年	3	月	～	令和	8	年	3	月	1	ヶ月

（２）ベースアップ評価料算定期間

令和	8	年	3	月	～	令和	8	年	3	月	1	ヶ月

2．「賃金改善実績報告書」の作成方法

「Ⅱ-1．ベースアップ評価料による収入の実績額」を入力します。

令和7年度にベースアップ評価料を算定した期間(前のページの(2)の期間)における
ベースアップ評価料の算定金額総額を記載します。

レセコンの機能を用いて算定金額、あるいは算定回数を調べます。
（レセコンの操作がわからない場合は、ベンダーにご相談ください）

例）令和８年２月に届出を行い、同年３月からベースアップ評価料を算定した医療機関の場合

令和８年３月の初診料の算定回数（100回）×外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）初診時 ６点	＝	600点	（6,000円）
令和８年３月の再診料の算定回数（500回）×外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）再診時 ２点	＝	1,000点	（10,000円）
ベースアップ評価料の算定金額総額		1,600点	（16,000円）

Ⅱ－１．ベースアップ評価料による収入の実績額【（２）の期間中】	
（３）外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）等による収入の実績額	16,000 円
（４）外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）等による収入の実績額	0 円
（５）ベースアップ評価料による収入の実績額【（３）＋（４）】	16,000 円

2．「賃金改善実績報告書」の作成方法

「Ⅱ-2．ベースアップ評価料による収入の繰越状況」を入力します。

- 翌年度への繰越予定額や、前年度からの繰越額があれば記載します。
- 算定したベースアップ評価料をベア等、およびそれに伴う賞与・時間外手当・法定福利費等の増額分に使い切ったかを確認して、チェックします。

Ⅱ－２．ベースアップ評価料による収入の繰越状況

※　ベア等とは、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げをいい、定期昇給は含まない。

（６）翌年度への繰越予定額	0 円
（７）前年度からの繰越額（令和７年度分報告時のみ記載）	0 円
（８）ベースアップ評価料による収入の実績額のうち、当該年度における対象職員のベア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費等に充当すべき金額【（５）－（６）＋（７）】	16,000 円
（９）（８）について全てベア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費等に充当しているか。	☑ 問題なし

繰越額がなければ0円と入力します。

算定したベースアップ評価料をベア等、およびそれに伴う賞与・時間外手当・法定福利費等の増額分に使い切ったことを確認したら、ここにチェックしてください。

① 計画よりもベースアップ評価料の算定金額が増えた場合の対応例
⇒　翌年度への繰越予定額として（６）に記載する
（令和７年度の賃金改善計画では繰越を予定していなかったとしても可）

② ベア等に連動して引き上げられた賞与、時間外手当、法定福利費等の具体的な金額については報告する必要はありません。（９）にチェックをいれるだけでOKです。

2．「賃金改善実績報告書」の作成方法

「Ⅲ．ベースアップ評価料の対象職員の基本給等に係る事項」を入力します

令和7年度にベースアップ評価料の算定を開始した月（1か月分）の対象職員の

- ✓ 人数（常勤換算数）を（10）に、
- ✓ 基本給等総額を（11）に、
- ✓ 賃金改善した額を（12）に入力します。

※ 算定開始月1か月分のみ報告ですので、年度の途中で人数や賃上げ額が変更になったこと等の報告は不要です。

※ 賃金改善計画書に記載した金額と報告書の記載が異なっていても問題ありません。

【ベースアップ評価料対象職種について】 Ⅲ．ベースアップ評価料対象職員（全体）の基本給等（基本給又は決まって毎月支払われる手当）に係る事項		
（10）対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】	3.0	人
（11）賃金改善した後の対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】	700,000	円
（12）ベア等による賃金改善実績額（１ヶ月分）	13,734	円
（13）ベア等による賃金増率【（12）÷（（11）－（12））】	2.0	%

(10)～(13)については、次ページ以降でもう少し詳しくご説明します

2.「賃金改善実績報告書」の作成方法

令和7年度にベースアップ評価料の算定を開始した月(1か月分)に関する以下の数値を入力します

(10) 対象職員の常勤換算数

- **パート職員**も常勤換算した上で対象職員に含めることが可能です。
- **事務職員**であっても、看護補助など患者のサポートを通じて医療に従事する業務も行う者は「その他医療に従事する職員」として対象職員に含めることができます。

(11) 賃金改善した後の対象職員の基本給等総額

- 基本給等とは、基本給と決まって毎月支払われる手当の合計額であり、その総額（対象職員全員分の基本給等の総額〔１か月分〕）を記載します。

(12) ベア等による賃金改善実績額

- 以下のように計算します
  「ベースアップ後の基本給等総額」－「ベースアップしなかった場合の基本給等総額」＝(12)
- なお、定期昇給による賃金増加分は（12）には含めません。

(13) ベア等による賃金増率

- この数値は自動計算されます。
- この数値が令和７年度の**政府目標2.0%に達していなくても問題ありません。**

2.「賃金改善実績報告書」の作成方法

具体例(令和8年3月からベースアップした診療所の場合)

(10) 対象職員の常勤換算数

- 令和８年３月時点の職員数は、常勤看護師１名、常勤の事務職員１名、パートの事務職員２名（常勤換算すると１名）であり、当該事務職員は患者の検温や診察室への移動の補助等も行っている場合

  ⇒「(10) 対象職員の常勤換算数」は「3.0人」と入力

(11) 賃金改善した後の対象職員の基本給等総額

- 令和８年３月分として支払う賃金のうち、上記「対象職員 3.0人」に支払う基本給等総額（つまり、基本給と決まって毎月支払われる手当の合計額）は700,000円であり、同月中に定期昇給はしていない場合

  ⇒「(11) 賃金改善した後の対象職員の基本給等総額」は「700,000円」と入力

(12) ベア等による賃金改善実績額

- もし令和８年３月にベースアップしなかった場合に、上記「対象職員 3.0人」に令和８年３月分として支払う基本給等総額が686,266円であった場合

  ⇒「(12) ベア等による賃金改善実績額」は「13,734円」と入力

（計算例）
「(11)のベースアップ後の基本給等総額 700,000円」－「ベースアップしなかった場合の基本給等総額 686,266円」＝ 13,734円

(13) ベア等による賃金増率

- この数値は(12)÷（(11)－(12)）により自動計算され、その結果、2.0%となります。
- この数値が令和７年度の政府目標2.0%に達していなくても問題ありません。

2．「賃金改善実績報告書」の作成方法

「Ⅳ．40歳未満の勤務医師の基本給等に係る事項」
「Ⅴ．事務職員の基本給等に係る事項」の入力について

✓ 「40歳未満の勤務医師」や「専ら事務のみを担当している事務職員」が在籍している場合のみ、入力します。

✓ **事務職員であっても、看護補助など患者のサポートを通じて医療に従事する業務も行う者で、「その他医療に従事する職員」として（10）の「対象職員」に含めた事務職員は「Ⅴ」の「事務職員」には該当しません。**

【ベースアップ評価料対象外職種について】
（14）以下のⅣ又はⅤに該当する職員の在籍有無
○ 在籍している
◉ 在籍していない

在籍していない

※在籍していないにチェックを入れるとⅣとⅤはグレーに塗りつぶされます

在籍している

最後に「日付」と「開設者名」を記載することで「賃金改善実績報告書」の作成は終了です

ⅣまたはⅤを入力します
（次ページ参照）

本報告書の記載内容に虚偽が無いことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 8 年 8 月 3 日　開設者名：日医　太郎

2．「賃金改善実績報告書」の作成方法

- 「40歳未満の勤務医師」や、「専ら事務のみを担当している事務職員」が在籍している場合は、その人数、基本給等総額、賃金改善実績額を、賃上げの有無に関わらず記載します。
- 令和７年度にベースアップ評価料の算定を開始した月（１か月分）の人数、基本給等総額、賃金改善実績額を記載します。

※　以下は（14）で「在籍している」と回答した場合のみ記載すること。

Ⅳ．40歳未満の勤務医師、勤務歯科医師の基本給等に係る事項

（15）40歳未満の勤務医師等の常勤換算数【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】	1.0 人
（16）40歳未満の勤務医師等の基本給等総額【賃金改善実施期間（１）の開始月】	1,000,000 円
（17）ベア等による賃金改善実績額（１ヶ月分）※賃金改善を実施していない場合は０円	0 円
（18）ベア等による賃金増率【（17）÷（（16）－（17））】	0.0 %

Ⅴ．事務職員の基本給等に係る事項

（19）事務職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】	1.0 人
（20）事務職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（１）の開始月】	200,000 円
（21）ベア等による賃金改善実績額（１ヶ月分）※賃金改善を実施していない場合は０円	0 円
（22）ベア等による賃金増率【（21）÷（（20）－（21））】	0.0 %

本報告書の記載内容に虚偽が無いことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和　8　年　8　月　3　日　　開設者名：　日医　太郎

賃上げを行っていない場合、賃金改善実績額は「0円」と記載します。

最後に「日付」と「開設者名」を記載することで「賃金改善実績報告書」の作成は終了です。